

訪問型家庭教育支援の 関係者のための手引き

文部科学省

訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き

この手引きは、地方公共団体で行われている訪問型家庭教育支援の取組状況についてのアンケート調査やヒアリング調査の結果を踏まえて、地方公共団体で訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウをとりまとめたものです。また、より良い取組とするための提案も含まれています。

したがって、必ずしもこの手引きのとおりを実施しなければならないものではなく、訪問型家庭教育支援に携わる関係者の皆様が必要に応じて参考にさせていただき、取組のヒントとしていただくことをねらいとしています。

この手引きを活用していただくことで、訪問型家庭教育支援の取組が全国に普及し、困難を抱えた家庭や子供を地域社会全体で見守り、支える仕組みが広がることを期待します。

なお、調査結果の詳細や先行的な取組事例については、「平成 27 年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究～訪問型家庭教育支援手法について～報告書」を参照して下さい。

<目次>

1. 訪問型家庭教育支援とは

- (1) 背景
- (2) 訪問型家庭教育支援とは何か
- (3) 訪問型家庭教育支援の目的と役割
- (4) 具体的な取組の内容
- (5) 対象とする家庭の子供の年齢の幅
- (6) 専門的な対応が必要なケースへの対応
- (7) 子供のいる全ての家庭を訪問するという手法

2. 訪問型家庭教育支援の体制をつくる

- (1) 訪問型家庭教育支援の事業全体の計画立案
- (2) 訪問型家庭教育支援の実施要項の策定等
- (3) 関係機関との連携の仕組みづくり
- (4) 家庭教育支援チームの組織化
- (5) 守秘義務・個人情報等の取扱い

3. 訪問型家庭教育支援の活動を行う

- (1) 活動の流れ
- (2) 活動の「出口」

4. 家庭内での支援を行う

- (1) 家庭内での支援の方法
- (2) 毎回の訪問の手続きや手順
- (3) 具体的な支援内容の例
- (4) 事故やトラブルの予防と対応の基本

5. 訪問の「入口」・「出口」として活動拠点を活用する

- (1) 「場」となり得る施設・事業等
- (2) 「場」を活用した支援のメリット
- (3) 地域資源との連携

6. 訪問型家庭教育支援を行う人材を育てる

- (1) 地域住民を主体とする人材の養成
- (2) 養成・研修講座実施の目的と意義
- (3) チームの一員として身につけることが望ましい力
- (4) 養成・研修の方法
- (5) 養成・研修講座のモデル例
- (6) 養成・研修の評価

1. 訪問型家庭教育支援とは

(1) 背景

近年、共働き世帯やひとり親世帯の増加といった家族形態の変容や、相対的貧困率の上昇に見られるような経済的な問題などにより、家庭生活に余裕のない家庭が増えつつあります。また、地域社会のつながりの希薄化等を背景として、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、相談する相手がいなくて地域で孤立してしまうこともあります。

乳幼児期の子供を持つ保護者の社会的な孤立感は児童虐待の要因の一つとして指摘されていますし、学齢期の子供を持つ親にとっては、不登校やいじめ、暴力行為などの問題も深刻な問題です。さらに、昨今、子供たちが加害者や被害者となる痛ましい事件が頻発しています。各事件の背景や要因は様々であると思われませんが、家庭教育が困難となっている現代の社会において、子育て家庭や子供たちを地域社会全体で見守り支えることの必要性が一層高まっています。

(2) 訪問型家庭教育支援とは何か

地域における親子の居場所づくりや、企業に出向いて家庭教育に関する講演を行ったりする取組など、行政や家庭教育支援チーム等による幅広いアウトリーチ型の支援を含めて訪問型家庭教育支援と呼ぶこともありますが、この手引きでは、地域の子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員OBやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりする活動のことを訪問型家庭教育支援と呼びます。

【図】訪問型家庭教育支援のイメージ



関連用語の定義

○「家庭教育」

父母その他の保護者が子供に対して行う教育のことです。家庭教育は、子供が基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

○「家庭教育支援」

教育基本法では、国及び地方公共団体の責務として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じることを規定しています。施策を講じるにあたっては、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要があります。

○「家庭教育支援チーム」

子育て経験者、スクールソーシャルワーカー、教員OB、民生委員、児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士、保護司等の地域の様々な人材や専門家で構成され、保護者への学びの場の提供や、地域における親子の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の業務を行う任意の組織のことです。文部科学省は登録制度や補助事業により家庭教育支援チームの取組を推進しています。

(参考資料)

□教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(3) 訪問型家庭教育支援の目的と役割

保護者が子育ての不安や悩みを持ちながら、地域で孤立してしまうと、子育ての課題を保護者が抱え込んでしまうことになります。児童虐待のような深刻な問題につながるリスクも高くなります。しかし、一般的には、悩みや課題を抱えた保護者は、家庭生活に余裕がないことも多いため、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことは難しいと考えられます。

訪問型家庭教育支援は、地域の子供は地域社会全体で育てるという考え方に立ち、地域の人材を活用した家庭教育支援チームが家庭に支援を届け、保護者への支援を通じて子供の育ちを支えていくことを目的としています。

具体的には、家庭の孤立化を防ぎ、家庭教育に関わる問題の発生予防や早期発見につなげるとともに、チーム員が保護者の話を聴くことによる家庭教育に関する悩みや不安の解消や、保護者が学びの場などの拠点につながることを支援したり、不登校を含む専門的な対応が必要な問題に対しては専門機関の支援につなげることが、訪問型家庭教育支援の重要な役割です。チーム員が専門的な知識を持って保護者を教え導くというよりも、保護者と同じ目線に立って寄り添うことに意義があります。

(4) 具体的な取組の内容

実際に行われている訪問型家庭教育支援の取組は多様なので、一つの型にはめることは困難ですが、家庭を訪問して行う取組の主なものとしては以下のようなものがあります。

① 保護者からの相談への対応

保護者が抱える子育てや家庭教育に関する悩みや不安に耳を傾け（傾聴）、求められれば必要な助言を行うことです。孤立して近所に話し相手がない保護者の場合には、玄関先で声をかけるだけでも話せる人ができて安心し、孤立感の解消や前向きになれるきっかけとなることもあります。

② 保護者に対する情報提供

活動地域における子育てや家庭教育に関する様々な情報を保護者に提供する活動です。家庭教育支援チーム等による保護者を対象とした学習機会や交流の場の提供に関する情報など、活動拠点における取組の情報を提供し、保護者の参加を促すことで孤立した家庭を地域に開いていくことも効果的な取組です。

③ 専門機関への橋渡し

①や②の取組では対応できない専門的な対応が必要なケースについては、中途半端な対応がかえって問題を深刻化させることもあります。したがって、このようなケースについては、問題に応じた専門機関と情報を共有し、支援をつなぐことが必要となります。

(5) 対象とする家庭の子供の年齢の幅

家庭教育は保護者が子供に対して行う教育です。したがって、家庭教育を支援する取組の対象範囲も子供の年齢で限定されるものではありませんが、実際に活動を行うに当たっては、例えば、乳幼児から高校生までの幅広い子供の保護者としていたり、小・中学生の子供の保護者とするなど、あらかじめどこまでの範囲をカバーするのか決めておく必要があります。

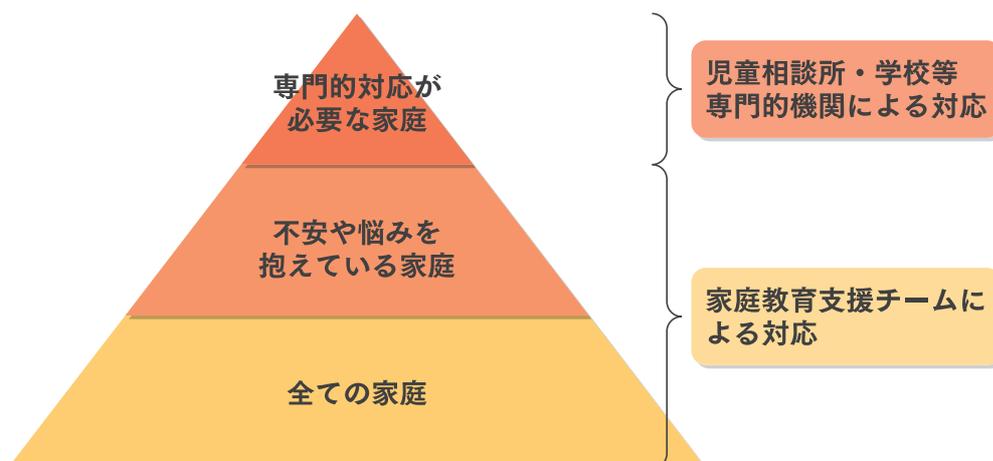
その際、取組を実施しようとする地域で既に行われている他の取組（例：乳幼児のいる家庭を対象とした子育て支援の事業や、養育に困難を抱えた家庭を支援する事業、子供・若者支援の事業など）を把握し、それらの取組との連携を図ることで、全体として家庭や子供に対する切れ目のない支援を提供していくという視点が重要です。

(6) 専門的な対応が必要なケースへの対応

家庭が抱える問題には、家庭教育に関するにとどまらず、不登校やいじめ、非行などの専門的な対応が必要なケースや、児童虐待や生活問題への支援など福祉分野の支援が必要なケース、保健や医療などの分野の支援が必要なケース、これらの複合的な支援が必要なケースなど、より専門的な対応が必要なケースに遭遇することがあります。

家庭教育支援チームが、専門的な対応まで行おうとする場合には、それぞれの問題に応じた各分野の専門性を持ったチーム員をあらかじめ確保することが必要となりますが、それは現実的ではありません。したがって、該当分野の専門職をチーム員として確保できる場合を除いて、ケースに応じた専門機関と情報を共有し、橋渡しを行う（支援をつなぐ）ことも大事な役割です。

【図】家庭教育支援チームの主たる支援対象範囲イメージ



(7) 子供のいる全ての家庭を訪問するという手法

これまで先行的に行われている取組から、困難を抱えた家庭や保護者に支援を届ける手法の一つとして訪問型家庭教育支援は有効性が認められていますが、課題を抱えた家庭や保護者をいかに見つけ出し支援につなげるか、という課題があります。この課題を乗り越える手法として、子供のいる全ての家庭を訪問する取組を行っている地域もあります。

これにより、課題のある家庭や保護者を早期に発見したり、非行や不登校、児童虐待などのように問題が大きくなる前に把握し、支援につなぐことで問題の未然防止につながる意義があります。その際、保健・福祉部門の家庭訪問型の支援の取組とも連携することで、家庭や子供に対する切れ目のない支援に展開することが可能となります。

また、個別に訪問されることを嫌う家庭にとっても、全ての家庭を訪問しているということであれば、訪問されることに対する抵抗感が減少し、受け入れられ易くなるというメリットもあります。

2. 訪問型家庭教育支援の体制をつくる

(1) 訪問型家庭教育支援の事業全体の計画立案

訪問型家庭教育支援の事業を実施する場合、教育委員会等の行政機関が中心となって取り組むことが重要です。事業を実施する行政機関（以下「事業実施主体」という。）においては、課題の整理と目標の設定などの事業計画の立案を行います。その際、都道府県と市区町村の連携・協働により取り組む場合には、双方の間でのミスマッチが生じないように、十分なすり合わせを行うことが重要です。例えば、市区町村が行う訪問型家庭教育支援の支援員を都道府県レベルで養成する場合、都道府県は、市区町村における訪問型家庭教育支援のニーズを踏まえた人材養成を行うことが求められます。

また、計画立案段階において、訪問型家庭教育支援という単独事業で考えるだけでなく、保護者に対する学習機会の提供や、親子の交流の場となる居場所づくりの事業など、他の家庭教育支援の事業との連携や、学校、保健・福祉などの関係機関との連携を考慮に入れ、家庭や子供を地域社会全体で支えていく取組の一つとして位置づける視点も大切です。訪問支援に結びつく「入口」や訪問支援の「出口」としての活動拠点を活用した取組については、P. 17「5. 訪問の「入口」・「出口」として活動拠点を活用する」を参照して下さい。

(2) 訪問型家庭教育支援の実施要項の策定等

訪問型家庭教育支援を組織的に実施していくためには、事業の実施要項を策定するなど、運営や業務実施にかかるルールづくりをあらかじめ行っておくことが必要です（参考資料参照）。

その中には、家庭訪問による支援が必ずしも専門的な支援を行うものではなくても、家庭や関係機関とのトラブルを防止するとともに、家庭教育支援チームのチーム員自らトラブルに巻き込まれないようにするため、チーム員の身分や権限、責務に関する規定や、守秘義務・個人情報等の取扱いなどに関する規定を設けておくことが望まれます。

また、家庭訪問の際に保護者からの信頼を得やすくするため、チームの一員であることを示す身分証や名刺を作成しておくことや、家庭訪問の際の対応方針（例：相手から話を聴く姿勢を重視することや、話を聴く時間や支援の期間、個別問題のあったときの対応の仕方など）をあらかじめルール化するなどして、明確にしておくことも望ましいでしょう（参考資料参照）。

その他、個別の家庭や保護者に対して、チームとして組織的な支援を行っていく上で、家庭訪問した際の相談内容や、家庭の状況、支援の経過などを記録する統一的な様式を作成しておくなど、組織として情報を蓄積、管理する仕組みも必要です（参考資料参照）。

(参考資料)

□ 湯浅町「家庭教育支援充実事業実施要項」(抜粋)

1 趣旨

核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。そこで、身近な地域において子育て経験者や専門家で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、子育てに関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かい家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を充実させていくことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 湯浅町家庭教育支援充実運営協議会の設置

湯浅町における家庭教育支援の推進を図るため、学校や関係団体等との連携・協力の推進、家庭教育支援のニーズ把握、行政部局や関係機関・団体等の関連事業及び人的・組織的リソースの把握など、本事業を推進するための方針作成や評価を行う。

(2) 家庭教育支援チームの活動

スクールソーシャルワーカーや民生児童委員、母子推進委員、元学校園所従事者、子育て経験者等の地域人材から構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や学校、企業等を訪問して家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応を行う。

3 事業実施機関

湯浅町教育委員会

湯浅町

4 事業の実施方法

(1) 湯浅町家庭教育支援充実運営協議会について

- ①構成メンバー・・・教育長（協議会会長）、学校長代表2名（協議会副会長）、保育所又は幼稚園代表、民生児童委員、母子保健関係者、家庭教育支援チーム代表、（町）健康福祉課児童係、教育委員会担当者等
- ②会の運営・・・湯浅町における家庭教育の課題について検証し、効果的な家庭教育支援のための取組の普及・促進を行う。年2～3回開催予定

(2) 家庭教育支援チームについて

- ①構成メンバー・・・SSW、子育てサポートリーダー、民生児童委員、母子保健推進委員、元学校教職員、元保育所職員、保護司、栄養士、地域ボランティア活動従事者、地域住民、その他

②活動内容

- ア 保護者への家庭訪問などによる相談対応
 - ・学校、保護者、地域、関係機関等からの依頼に対する対応
- イ 家庭教育情報誌作成・配布による啓発活動
 - ・全戸配布、学校箇所の保護者への配布、家庭訪問配布
- ウ 保護者が集まる様々な場での学習機会の提供
 - ・学校・保育所・幼稚園行事（授業参観等）、公民館活動、事業所、交流ひろば等
- エ 学校及び地域からの情報収集
 - ・学校訪問、地域の拠点訪問
- オ 家庭教育支援員の研修
 - ・家庭教育に関する講座等の受講

③身分と責務

- ・本事業における4（1）及び（2）の組織は、子どもや家庭の個人情報を取り扱うため、「湯浅町要保護児童対策地域協議会」の実務機関の一つとする。また、4（1）及び（2）の組織の構成員には湯浅町要保護児童対策地域協議会の実務者と同様の責務を課すものとする。

□ 湯浅町「訪問支援の約束事」（構成）

(http://yuasa.ed.jp/publics/index/27/&anchor_link=page27)

- ・訪問支援者としての自覚をもちましょう
(個人情報の保護、訪問する目的)
- ・訪問支援の準備をしましょう
(身分証明、訪問の案内、緊急時の連絡先、訪問先の把握)
- ・さあ、家庭訪問です
(自己紹介、支援は相談を受けてから、相手の話を聴き続ける姿勢で、訪問時答えは出さなくてもよい)
- ・家庭訪問の後で
(訪問後の報告、支援方針の検討)
- ・訪問支援Q & A



(相談記録の様式例)

相談記録

支援員名 ()

平成 年 月 日 ()	氏名 (男・女)	学校
		年 組
内容【新規相談・継続 (回目) 雑談】 【母・父・祖母・祖父・その他 ()】		
保護者の要望		
今後の対応		
特記事項		

(3) 関係機関との連携の仕組みづくり

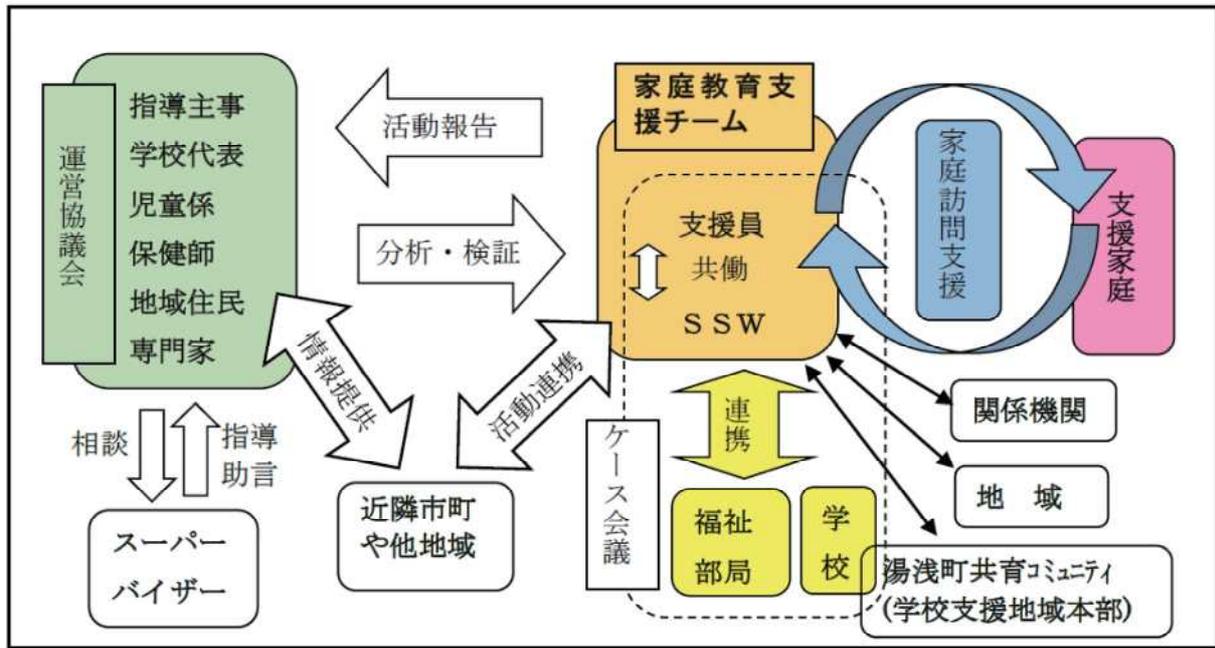
① 家庭教育支援チームの活動を支える地域協議会

事業実施主体が関与する形で、地域の関係機関（教育委員会、学校、保健・福祉部局・機関、子育て支援団体、大学等）で構成する協議会をつくり、家庭教育支援チームの活動をバックアップする仕組みをつくることで、教育・福祉・保健などの各分野間の連携が実効性あるものとなります。

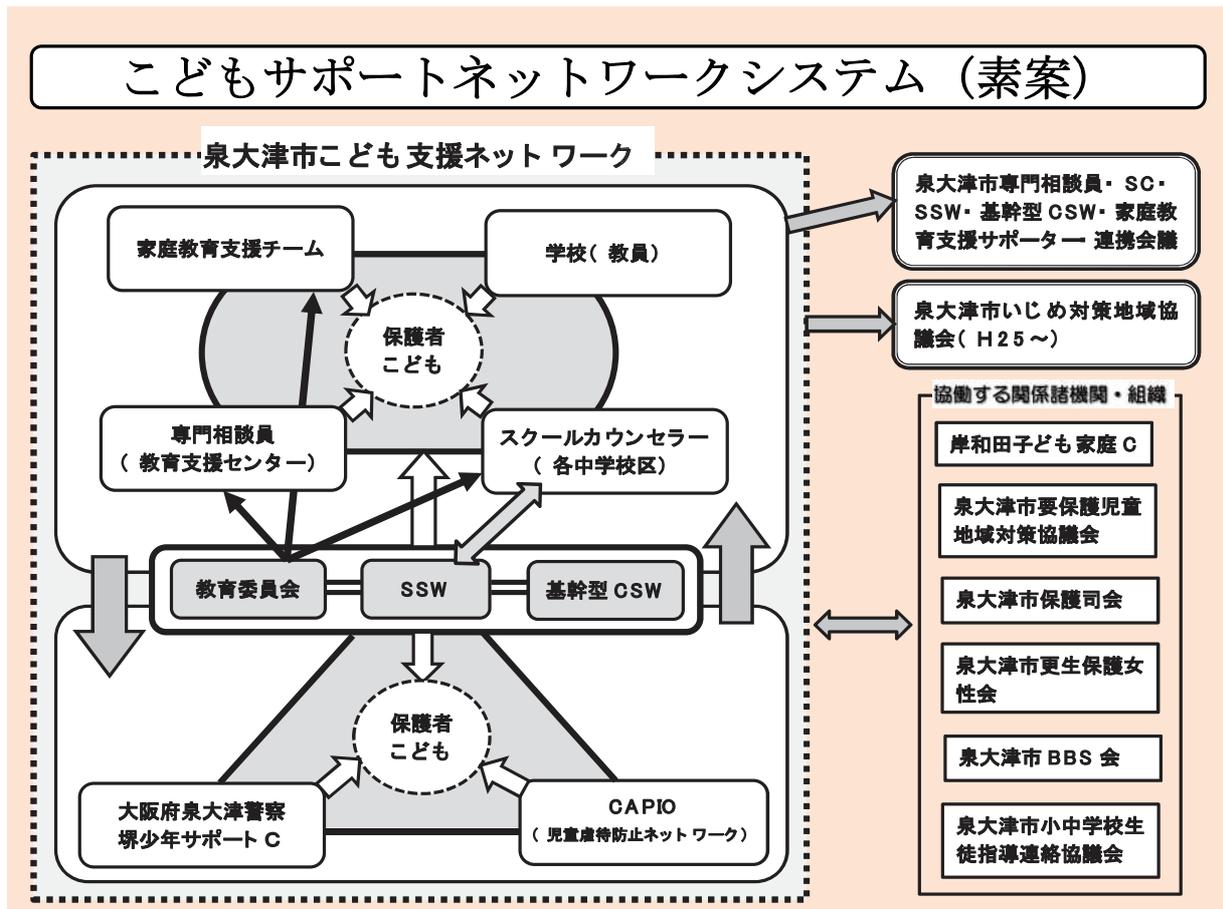
その際、定例会議を開催することで、それぞれの機関の特徴や違いが明確になり、補い合う戦略が立てやすくなります。また、お互いが共通認識に立って動きやすくなります。協議会の形骸化を防ぐためには、年度当初に定例会議の目標や意義を明確化する必要があります。

協議会やチームを要保護児童対策地域協議会の構成機関として位置づけることも、緊密な連携体制を構築する上で有効な方法です。

【図】和歌山県湯浅町の事業体制図（スクールソーシャルワーカーを核とした家庭教育支援チームが学校・福祉と協働）



【図】大阪府泉大津市「こどもサポートネットワークシステム（素案）」（関係機関の協働による保護者・子供を支援する仕組み）



② 学校との連携

学校の教員は、日々の子供の様子の観察を通じて、家庭の問題に比較的気付きやすい立場にあります。しかし、一方で、教員は授業や様々な校務を抱えているため、きめ細かく家庭の様子を確認し、家庭への支援を行うには限界があります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実も進みつつありますが、これらの専門職が単独で多くの家庭に寄り添った支援を行うのも限界があります。そこで、チームが教員やスクールソーシャルワーカーなどの専門職と緊密に連携して保護者への支援に当たることが望まれます。家庭訪問の際は、教員やスクールソーシャルワーカーなどが同行すべきか、チーム員が単独で訪問するか、状況に応じて判断します。単独訪問の場合、必要に応じて、チーム員が、学校の様子を家庭に伝えるとともに、家庭の様子を学校に伝えるなど、学校と家庭の間の潤滑油の役割を果たすことが期待されます。

③ 保健・福祉との連携

家庭訪問を通じて、保健・福祉分野の支援が必要と思われるに至ったケースについては、地域の各分野の専門機関への橋渡しを行うことが必要です。このため、あらかじめ協議会などを通じて、お互いに顔の見える関係を構築しておくとともに、地域における保健・福祉分野の行政サービスや子育て支援機関・団体の取組状況についても知識を持っておくことが期待されます。

(4) 家庭教育支援チームの組織化

① 人材を集める

家庭教育支援チームの人材を募集し確保する方法としては、大きく分けて公募による方法と、口コミ等のネットワークを利用する方法が考えられます。

持続可能な支援体制をつくるためには、新たな地域人材を継続的に発掘・養成する必要があります。このため、家庭訪問を受けていた保護者が、学習機会や交流の場への参加などを通じて、いずれチームの一員になっていくという循環型の人材養成システムの形成が必要です。さらに、支援する人も、活動の中で学びが広がり、自己実現の高まりが実感できるように配慮することも忘れてはならないことです。

② チーム員の養成・研修を行う

訪問型家庭教育支援の取組を行う上で必要となる知識やノウハウ等をチーム員に身に付けてもらうため、地域の実情に応じた研修計画を策定して、チームの成長を見通すことが求められます。養成・研修の具体的な内容については、P. 19「6. 訪問型家庭教育支援を行う人材を育てる」を参照して下さい。

③ チームとしての活動

訪問型家庭教育支援の取組を行うに際しては、チーム員が単独で行うのではなく、事業実施主体とチームとの協働により活動を進めていくことが重要です。

家庭訪問を行うチーム員がよりの確に、かつ、安心・安全に支援活動を行うためには、チームは、事業実施主体への報告や相談等をしながら、支援の要請を受けた個々の案件について、チームによる支援対象とするか、あるいは、専門機関等につなぐかを判断し、活動を行うことが大切です。

④ チームとしての主体性の形成

チーム員一人一人が、意識的に取組を行っていく中で、チーム員個人の主体性が育まれ、チームそのものが主体的になり、役割と責任を担う継続性のあるチームとなることが期待されます。

(5) 守秘義務・個人情報等の取扱い

家庭訪問を行うと、その家庭の個人情報やプライバシーに関する情報（以下「個人情報等」という。）を入手することになりますが、事業実施主体や家庭教育支援チームは個人情報等の管理をしっかりと行うことが求められます。個人情報等の取扱いや守秘義務については、事業が行われる地方公共団体の条例等の規定に留意し、事業の実施要項等に関連規定を置くことや、事業実施主体とチーム員間で誓約書を取り交わすことなどが望まれます。

また、家庭教育支援チームが学校や保健・福祉機関等の他機関との間で個人情報等を共有する必要がある場合には、事前にそのことについて被支援家庭の同意を得ておくことが必要です。

ただし、児童虐待の疑いがある場合はこの限りではなく、確証がない場合であっても、速やかに、児童相談所等に通告しなければならないことが児童虐待防止法第6条で定められています。

他方、学校や保健・福祉機関等からの依頼に応じてチームが家庭訪問を行う際にも、チームに情報を共有し、チームが家庭訪問をすることについて、学校や保健・福祉機関等から当該家庭に事前に連絡し、同意を得てもらったり、初回の訪問の際は同行してもらう等の対応が必要と考えられます。

いずれにしても、関係機関との個人情報等の共有については、事前に関係機関と協議し、共有方法について整理しておくことが重要です。

3. 訪問型家庭教育支援の活動を行う

(1) 活動の流れ

訪問型家庭教育支援を実施する体制が整ったら、いよいよ実際の活動の段階となります。具体的な取組は以下のような段階を経て行われます。

① 支援に必要な保護者の発見

学校や保健・福祉機関等との連携・協力体制をつくっておくことで、教員や保健師、保育士など、日常的に家庭や子供に接する機会のある関係者から、家庭訪問を行ってほしいという要請を受けることにつながります。

就学時健診や入学説明会、保護者会等の多くの保護者が集まる機会や、商業施設などの場を活用して家庭教育支援チームの活動を保護者に紹介し、広く周知することで、チーム員による家庭への訪問が受け入れられ易くなったり、保護者からチームに直接、相談の依頼がくるきっかけにもなります。

また、チームが直接、学習機会の提供や、居場所づくりなどの活動を行っている場合には、そのような活動に参加する保護者の中で、気になる保護者を発見したり、保護者の側から相談を受けることもあります。

課題を抱えた保護者をより確実に発見するためには、子供のいる全ての家庭を訪問するという手法もあります。この場合、あらかじめ教育委員会から学校を通じて各家庭に文書を配布するなどして周知しておくことで、訪問を受ける保護者に安心感を与えることができます。

② 情報収集・事前評価（アセスメント）

家庭訪問を行う前に、当該家庭の保護者や子供の抱えている課題やニーズについて、情報を収集し、状況把握を行います。加えて、当該家庭の内外の環境の安全やリスク要因の確認も行います。

その際、個人情報等の取扱いに注意する必要があります。事業実施主体が定めた要項等がある場合にはそれに従います。

個別課題に応じてどのような支援が必要か事前評価（アセスメント）を行い、その結果に応じた効果的な支援計画を立案します。

③ 家庭訪問（＝支援の実行）

家庭訪問を行う場合、訪問するチーム員の選定など訪問体制を決定します。家庭を訪問するチーム員の人数としては、訪問先での危険防止の観点から、複数名であることが望まれます。ただし、訪問を受ける保護者が気楽に話せることを重視する場合は1名での訪問とするなど、状況に応じた体制とします。

また、必要に応じて、学校や保健・福祉機関等の専門職と一緒に訪問することも検討します。

訪問の際には、訪問対象となる家庭に事前に連絡しておくことが肝要です。学校や保健・福祉機関、行政機関等から連絡を入れた方がスムーズにいくと思われる場合はそのようにします。

家庭内での支援については、P. 15「4. 家庭内での支援を行う」を参照して下さい。

④ 訪問後の振り返り

訪問を行った後、チーム内で情報を共有するとともに、必要に応じて他の機関も参画する協議会においてケースの検討を行い、次回の対応方針を決定します。

チーム員が個人で抱え込まず、チームとして訪問した家庭についての共通認識を持ち、対応の検討ができるよう、訪問した家庭についてその家庭の訪問担当者同士、または、行政の担当者も交えて話し合いができるよう、顔の見える定例の会議体をチーム内や関係機関との間でつくることが望ましいでしょう。

(2) 活動の「出口」

家庭に対する訪問支援を行う場合には、際限なく訪問を繰り返すのではなく、家庭教育における保護者の主体性の形成につながるような支援活動によって保護者の自立を目指すか、または、より専門的な支援につなげるための橋渡しを行うかのいずれかを念頭に置いた支援方針を立てることが必要です。したがって、訪問支援を行う場合においては、このような「出口」を意識しておくことも欠かせません。訪問型家庭教育支援においては、保護者に踏み込みすぎず、「寄り添い、いずれは離れていく」見通しを持った支援活動が求められます。

① 課題が軽微なケース

保護者が子供のしつけ等に不安を持っていて相談できる相手がいないといったような、課題が軽微なケースであれば、子育て経験を有するチーム員が保護者の話を聴き、求めに応じて情報提供や助言をするだけで、不安が解消されることも多くあります。

また、孤立感が強い保護者であれば、家庭教育支援チームや教育委員会等が開催している家庭教育学級等の学びの場や、保護者同士あるいは親子の交流の場（居場所）への参画を促し、孤立感の解消につなげることが効果的です。

② 課題が深刻なケース

家庭訪問の結果、深刻な課題が発見され、チームによる相談対応等の活動のみでは不十分と判断される場合には、各ケースに応じて必要な専門機関に橋渡しを行い、支援をつなぐことが必要となります。

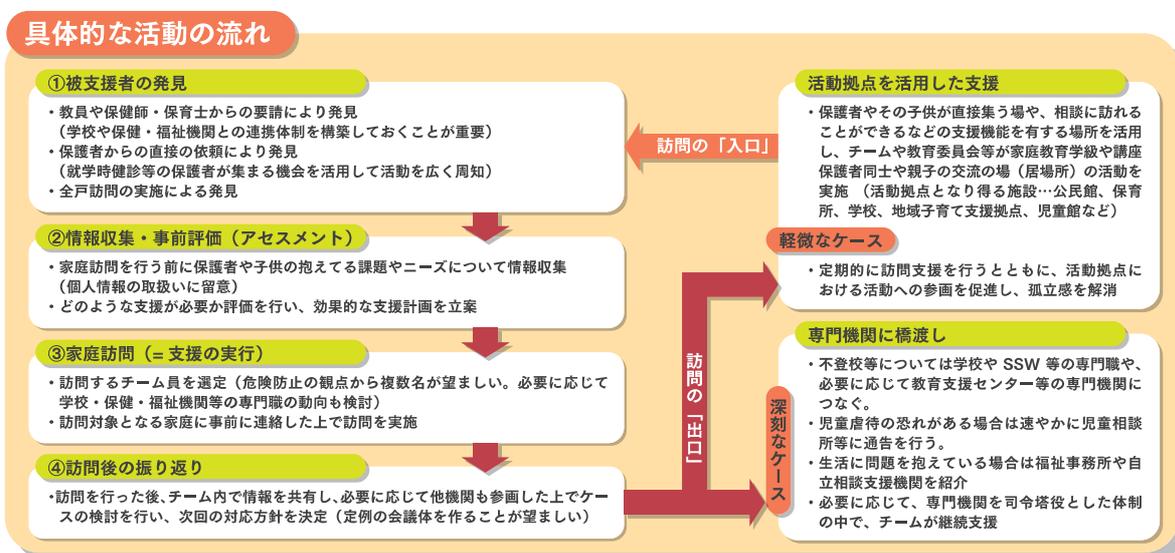
例えば、不登校など学校教育に関連する内容であれば、学校の教員やスクールソーシャルワーカー等の専門職や、必要に応じて教育支援センターなどの専門機関につなぐことが求められます。

また、児童虐待の恐れがある場合には、速やかに児童相談所等に通告を行うことが法律で義務づけられていますし、生活に問題を抱えている場合には、市区町村の福祉事務所や自立相談支援機関等につなぐことがチームとしての大事な役割となります。

専門機関につないだ後に、必要に応じて、その専門機関を司令塔役とした体制の中で、チームが特定の役割を担って継続的な支援を行う場合もあります。

課題を抱えた家庭の場合、保護者と子供の双方が課題を抱えていることもあります。このような場合、関係機関間の連携による総合的な支援が必要となることもあります。

【図】具体的な支援の流れのイメージ図



4. 家庭内での支援を行う

(1) 家庭内での支援の方法

家庭内での支援を行うチーム員の姿勢として最も大切なのは、親や子との信頼関係を築くための話を聴く姿勢（「傾聴」）です。訪問型家庭教育支援を実際に実施している地域では、「指導せず、評価せず、頑張れと言わず、寄り添う」ことや、「頑張りをほめる」ことなどを大切にしているケースが多く見られます。

そして、地域の家庭教育や子育てに関する情報を保護者に提供することも重要です。

その他、専門家が活用する手法としては、親や子・親子関係などの理解や支援のための「観察」、親や子供とのコミュニケーションを促進するための適切な「質問」、親や子供の理解や支援を促進するための情報収集＝「調査」、そして、具体的な行動を提案したり、励ましたりする「きっかけの提供」、子供の教育・しつけなどについて日常会話の中で押しつけにならないように行う「助言・指導」などが使われています。

(2) 毎回の訪問の手続きや手順

毎回の訪問の基本的な手続きや手順のポイントは下記のようになります。

- ① 持ち物（携帯電話やチーム員の身分証・名刺、不在時用のメモなど）、華美でなく清潔感が有るような適切な服装、そしてマナー等の確認が必要です。また、保護者が不在時用に、子育て相談に関する意向アンケートや子育て情報誌などを投函して活用するケースもあります。
- ② チーム員の気持ちや健康を整えておくことが必要です。
- ③ 家庭訪問前の打ち合わせ、例えば支援内容と場所・到着時刻の確認などを実施します。
- ④ 訪問後の支援内容の振り返りをします。
- ⑤ 事業実施主体等への報告をします。
- ⑥ 必要に応じチーム員への助言や他機関への紹介（リーダーや事業実施主体等が担当）をします。
- ⑦ 必要に応じてケース検討会議を開催します。

(3) 具体的な支援内容の例

チーム員が家庭の中で行う支援内容をイメージしやすくするため、支援例を表にまとめました。

【表】家庭の中での支援の具体的な内容例

対象	家庭が抱える課題	支援内容
全般	子育てに不安を感じている	<ul style="list-style-type: none"> 不安なことに耳を傾ける 頑張りをねぎらう
	家族やママ友、子供間のトラブル	<ul style="list-style-type: none"> 不安・不満を聴き、自己解決につなげる
	子供のしつけや叱り方がわからない	<ul style="list-style-type: none"> 自分の体験を伝える 教育相談等を紹介する
	引っ越してきたばかりの人や外国人で子育てに困っている	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供する 支援の窓口を紹介する
	子供の生活リズムが乱れている	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズムを整えるよう助言する 情報機器等の利用ルールづくりを助言する
乳幼児の親	親子関係不全・子供と遊べない	<ul style="list-style-type: none"> 子供と一緒に遊んでみる 絵本を読んで見せる
	友人がいない・孤立感が高い・大人と話したい	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や地域子育て支援拠点などでの交流の場を紹介してみる
小中学生の親	子供が朝起きられず登校時間になっても登校できない	<ul style="list-style-type: none"> 朝、家庭を訪問して保護者や子供に声掛けして、登校を促す
	登校していないので学校からの配布物等が届かない	<ul style="list-style-type: none"> チーム員が配布物等を家庭に届けつつ、家庭の様子を把握する
	学校から家庭や子供と連絡がつかない	<ul style="list-style-type: none"> チーム員が家庭や子供の様子を見に行く
	経済的に厳しい家庭	<ul style="list-style-type: none"> 就学援助の制度等の情報を伝える

(4) 事故やトラブルの予防と対応の基本

事故には家庭への往復途上の事故や、家庭内での事故・トラブルがあります。事故やトラブルへの対応の基本は予防です。

往復途上の事故や家庭内での事故に備えて保険に加入しておくことも望ましいでしょう。自動車で移動する場合はとりわけ事故が発生した際を想定した様々な配慮が必要です。

家庭内では、例えば故意ではなくメガネなど物を壊されたりする事故・トラブルもあります。飼い犬に噛まれたりすることもあります。こうしたことが起こらないよう、また保険の加入など起こった際の対応などを準備しておく必要があります。

5. 訪問の「入口」・「出口」として活動拠点を活用する

(1) 「場」となり得る施設・事業等

家庭教育支援の活動拠点とは、ここでは、事務所機能を担う機関・施設ではなく、保護者やその子供が直接集う場や、相談に訪れることができるなどの支援機能を有する場所を指します。拠点となり得る施設としては、公民館、保育所、幼稚園、小学校、地域子育て支援拠点、児童館などがあり、それらの場所で定期的に行われる子育て支援活動(子育てサロン、子育てサークル等)も拠点的な役割を果たします。こうした「場」を活用した取組の内容としては、子育てや家庭教育に関する相談、情報提供、保護者を対象とした学級や講座、親子参加型の活動などがあります。

家庭教育支援チームが、日頃から「場」の取組を通して保護者との関係形成に努めることによって、家庭を開くことへの抵抗感が軽減され、チーム員による訪問を保護者が受け入れる可能性が高くなります。つまり、身近な地域の中に、地域の人たちに開かれた支援の「場」を有することが、訪問支援に結びつく「入口」にもなるのです。また、逆に、訪問支援活動を通じて、こうした「場」に保護者をつないでいくことで、保護者の家庭教育における主体性を引き出すといったように、訪問支援の「出口」となることもあります。

(2) 「場」を活用した支援のメリット

家庭教育支援チームが、訪問支援に取り組む上で「場」を活用するメリットについては、次のような3点が挙げられます。

① ニーズを直接的に把握しやすい

「場」の取組を通して保護者と接する機会を持つチームでは、子育て家庭のニーズを直接的に把握しやすくなります。例えば、親子が集う子育て支援の拠点においては、保護者との日常的な会話を通して子育ての悩みを把握したり、親子の様子を直接的に観察したりしながら、個別の訪問支援の必要性を判断することができます。

② 保護者の抵抗感を軽減する

日頃から「場」の取組を通して、保護者との間に、身近な地域で顔が見える関係が築かれているほど、家庭を開くことへの抵抗感が軽減され、保護者が家庭訪問を受け入れる可能性が高くなります。あるいは保護者の方から相談が持ちかけられて、家庭訪問が開始される場合もあるでしょう。

家庭を開くことに対して抵抗感が強い保護者に対しては、訪問を受け入れるよう無理にお願いするのではなく、「場」の取組を通して継続的に見守ることもできます。また、子供が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問先の選択肢として示し、保護者の意向を尊重しながら家庭以外の「場」を活用して面談を行うなど、柔軟に対応することも大切です。

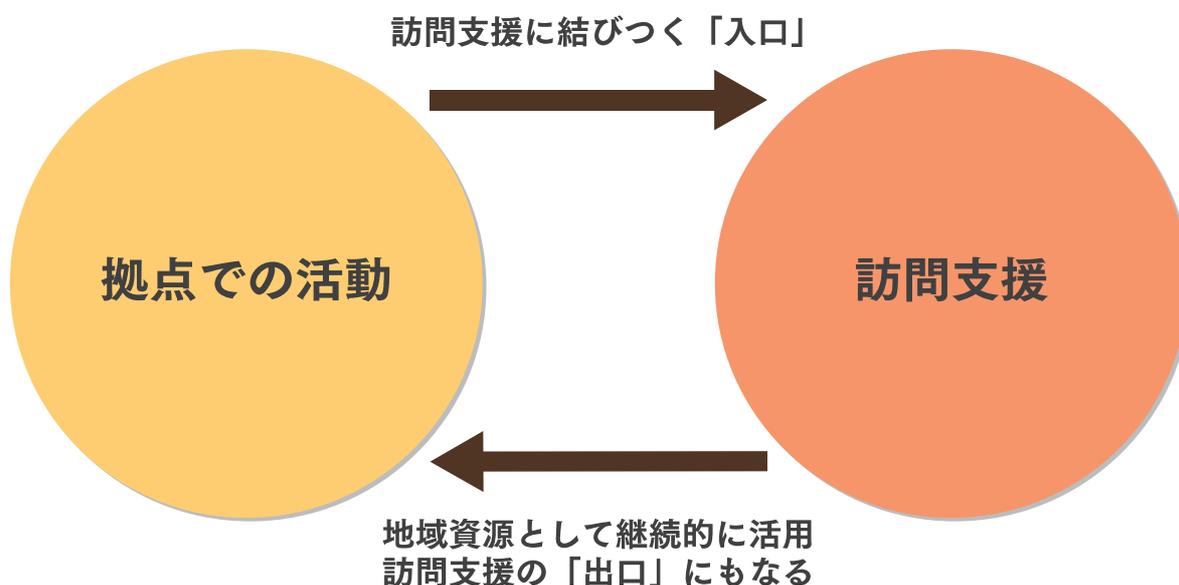
訪問支援に結びつく「入口」としては、チームの活動拠点以外にも、乳幼児健診のように多くの保護者が集まる「場」を活用することができます。ただし、健診の場にチーム員が出向き、保護者と直接顔を合わせ、丁寧な説明を行った上で個別に訪問の意向を聴き取るなど、細やかな対応を行うことが求められます。

③ 地域資源として「場」を活用する

拠点となる「場」を利用していなかった保護者が、家庭訪問をきっかけに、チーム員の働きかけによって、チームが取り組む子育て支援活動などを利用し始める場合があります。つまり、「拠点での活動から訪問支援に」結びつくだけでなく、「訪問支援から拠点での活動に」という双方向の関係を軸にして、活動拠点が

保護者にとって継続的に利用できる地域資源となり、支援の可能性を広げていけることが「場」を有する利点であるといえます（図参照）。

【図】「場」の活動と訪問支援の関係性



(3) 地域資源との連携

訪問型家庭教育支援によって、孤立しがちな家庭や、困難な課題を持つ家庭に支援を届けるためには、孤立防止のためのつながりづくりや、専門機関・団体との連携を進める必要があります。

悩みを持つ保護者と同じ地域住民として、水平・対等な関係を基盤に、柔軟な活動に取り組むことができるのが家庭教育支援チームの強みです。こうした強みを行政内の部署を越えて認識し、学校、保健福祉部局、福祉機関等との一層の連携を図っていくことが課題です。その際、守秘義務や個人情報等の扱いについては、関係機関とチームの間で共通のルールを決めておくなど、情報共有を円滑に行うための工夫も必要になるでしょう。

チームが活動拠点を持っていない場合でも、「場」を持つ他の子育て支援団体との連携を図り、日頃から地域の子育て支援活動に参加することによって、保護者との関係形成に努めることができます。また、家庭を開くことに抵抗感が強い保護者へのアプローチとして、子供が通う「場」を訪問先の選択肢とする場合も想定し、普段から学校や保育所等との関係づくりに努めることも大切です。

6. 訪問型家庭教育支援を行う人材を育てる

(1) 地域住民を主体とする人材の養成

家庭教育支援チームの活動は、地域住民の主体的な取組への参加によって進められます。そのため活動を展開するには、人材の確保や活動の質の担保の点からも、チーム員やチームリーダー等の養成や研修が不可欠です。また、ここでの養成や研修は、自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習や、それを支える社会教育の推進としての側面も持っています。このような点に留意しながら、職業的なそれとは異なる地域住民が主体の養成や研修のあり方を考えることが大切です。

また、チームリーダー等のチームの核となる人材については、訪問型家庭教育支援の事業計画立案やチームの組織化の段階から参画を得ることで主体性を育み、チームによる主体的な取組につながる効果が期待されます。

(2) 養成・研修講座実施の目的と意義

訪問支援を行う家庭教育支援チームは、地域社会から孤立した家庭に対して、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談対応を行い、学びの場や交流の場、地域社会への参加を促すことなどを目的としています。このために、チームの一員として参加する地域住民は、このような活動の趣旨をよく理解するとともに、活動に関わる力を継続的に高めたり、情報交換の場を持ったりすることが求められます。

養成・研修講座は、チームに参加し実践する地域住民や、今後参加することを希望する地域住民を、効果的に取組を推進する人材に養成し研修することを目的としています。チームに参加する地域住民が、このような養成・研修講座の持つ必要性や意義をよく理解し、積極的にこのような機会を得ようとすることや、養成・研修講座への参加の機会が等しく保障されるように体制を整備することが重要です。

(3) チームの一員として身につけることが望ましい力

養成・研修講座の実施にあたっては、「目的・内容・方法・評価」の一貫性に留意して講座全体を調整するとともに、身につけることが望ましい力の全体像をどのように考えるのかなど、内容の領域や系統にも留意し、体系的な取組として全体を計画し実施することが望まれます。

チーム員が身につけてほしい力は、「共通して身につけてほしい力」と「役割に応じて身につけてほしい力」の2つに大きく分けることができます。

① 共通して身につけてほしい力

1) 役割を自覚する力

- ・ 家庭教育支援のねらいや内容等を理解し、自己の役割がわかる。
- ・ 訪問型家庭教育支援のねらいや内容等を理解し、チーム員としての自分の行動に自信を持ったり、振り返って修正したりすることができる。
- ・ 役割として担えることと担えないこと（他の責任ある立場の人に相談する必要があること）の区別を知り行動に反映できる。
- ・ 家庭と子供の現状を知り、主体的に事業に関わろうとすることができる。
- ・ 自身の「学び」を家庭教育支援に活用する意欲を持つとともに、家庭教育支援の活動を通して新たな「学び」と「つながり」をつくり出そうとすることができる。

など

2) 寄り添い関わる力

- ・ 保護者の悩みや不安を聴くことを通して、保護者との信頼関係を構築することの必要性を理解し活動することができる。
- ・ 保護者に寄り添い、保護者の目線から一緒になって考えることができる。
- ・ 共感したり、ほめたりなど、受容的なコミュニケーションをとることができる。
- ・ 「きっかけの提供」や「助言・指導」などが適切にできる。
- ・ 支援に必要な情報を理解し伝達することができるとともに、家庭の状況を把握したり情報を収集したりすることができる。
- ・ 子供の個別な状況（発達障害、不登校など）の背景を理解し、保護者に寄り添うことができる。

など

3) つながる・つなぐ力

- ・ 事業実施主体との関係や、リーダーを中心としたチームのあり方を理解し、役割に応じた活動を行うことができる。
- ・ 情報を丸抱えせずチーム全員で共有し、活動計画の作成に参加できるとともに、活動計画に沿って役割を果たすことができる。
- ・ 各種専門職（医師、カウンセラー、ソーシャルワーカー、民生委員、児童委員など）の内容や活動を知り、チーム員としての関わり方を理解する。
- ・ 学校の仕組みや教員の役割を理解し、連携・協働して支援に取り組むことができる。
- ・ 教育委員会の仕組みや役割を理解し、連携・協働して支援に取り組むことができる。
- ・ 地域資源、地域情報の理解を広げ、地域ネットワークの形成に主体的に参加するとともに、適切に保護者や子供に対して、学習の機会や情報の提供、各種専門職への橋渡しなどの「つながり支援」を行ったり、支援が必要な家庭に関する情報収集を行ったりすることができる。
- ・ 生涯学習を通じた地域コミュニティの形成の意義を理解するとともに、地域にある社会教育や子育て支援の「場」に関わりを持ち、日頃からの保護者との関係形成に努めることができる。

など

4) 守る力

- ・ 保護者や子供の主体性を尊重して保護者と関わるることができる。
- ・ 保護者や子供の基本的な人権について理解し、それを守ることができる。
- ・ 個人情報等の取扱いに必要な事項や守秘義務について理解し、それらを守ることができる。
- ・ 基本的な救急法を知り、状況に応じて対応することができる。

など

② 役割に応じて身につけてほしい力

1) チームリーダー

チームリーダーの役割に応じて身につけてほしい力としては、「企画・立案・評価」や「運営・管理」を行うマネジメント力と、「人的・物的なネットワークの形成と活用」や「チーム・ビルディング」といったネットワークキング・リーダーシップ力の大きく2つが望まれます。

2) その他

地域や活動の特性に応じて、家庭教育、社会教育、学校教育に関わる知識・技能や経験、社会福祉に関わる知識・技能や経験、心理に関わる知識・技能や経験が、役割に応じて身につけてほしい力として望まれる場合があります。

(4) 養成・研修の方法

養成や研修には、以下の3つの形態があります。

① OJT(on the job training) によるもの

日常的な訪問型家庭教育支援の活動を通して、身につけることが望ましい力を、意識的、計画的、継続的に高める取組

② Off-JT(off the job training) によるもの

都道府県、あるいは市区町村等などが、活動場所とは異なるところで行う主に集合的な取組

③ 自己啓発

課題意識を持って、チーム員が自ら励む取組

この3つの形態を組み合わせて、年間を通じた養成・研修を計画し実施することが重要です。

OJTにおいては、経験のより多い人とペアを組むことや、日常的な助言・指導としてのものと、ミーティングを行ったり、行政担当者や外部の人材を招き機会を持ったりする方法があります。また、Off-JTにおいては、講義、グループ活動を通じて課題の解決を図り、チーム員としての力を高めるもの、参加者が自発・主体的に活動を行うなど体験を通じて問題解決を行うもの、慣れるために何度も繰り返したり模擬的に状況を設定したりするもの、観察・見学などの方法があります。

一方で、チームリーダーの養成・研修については、家庭教育支援チームの要でもあるために、経験の豊富な方やリーダー的な地域人材をスカウトするとともに、役割に見合った研修を計画的・継続的に実践し、他地域のチームとのネットワークの形成に結びつく研修等が望まれます。

(5) 養成・研修講座のモデル例

ここでは、訪問型の家庭教育支援チームに初めて参加する地域住民に対する、養成・研修のモデルを例示します。

① 養成・研修講座の内容

	研修日時/場所	テーマ	内容	事項	学習方法	研修担当者
第1日目	5月〇〇日 9:30-10:00/市町村役所	オリエンテーション	研修のねらいの説明や参加者の自己紹介など			行政担当者
	5月〇〇日 10:00-10:50/市町村役所	訪問型家庭教育支援とは	家庭教育支援の概要を知るとともに、とりわけ訪問型家庭教育支援チームのねらいと内容について理解を深め、取組への意欲を高める。	役割を自覚する力	講義	行政担当者
	5月〇〇日 11:00-12:00/市町村役所	訪問型家庭教育支援チームの実践事例	実際に行われている訪問型家庭教育支援チームの実践事例について知るとともに、成果や課題について考える。	役割を自覚する力	講義と演習	現任のチームメンバー
	5月〇〇日 13:00-13:50/市町村役所	保護者との関わり方	信頼関係の構築のポイントや受容的コミュニケーションのコツを学ぶ	寄り添い関わる力	演習	外部識者等
	5月〇〇日 14:00-14:50/市町村役所	基本的人権と守秘義務について	守らなければならない基本的人権について理解するとともに、情報の範囲と守秘義務についても理解を深め、チーム員としての責任を自覚する。	守る力	講義	行政担当者/ 外部識者
	5月〇〇日 15:00-16:30/市町村役所	地域が持つ家庭教育に関わる課題について考えてみよう	地域の特性や実情について情報交換し合いながらKJ法等によるグループワークを行い、地域の実情に応じた「課題マップ」を作成する。	つながる・ つなぐ力	ワーク ショップ	行政担当者/ 現任のチームメンバー

	研修日時 / 場所	テーマ	内容	事項	学習方法	研修担当者
第2日目	5月〇〇日 10:00-10:50/ 市町村役所	各種専門職の役割と訪問員の役割	リーダーを中心としたチームのあり方とともに、専門職の内容とチーム内での関わり方について理解を深める。	つながる・つなぐ力	講義	現任のチームメンバー / 行政担当者
	5月〇〇日 11:00-12:00/ 市町村役所	傾聴スキルを取得しよう	傾聴スキルの内容と意義を理解するとともに、簡単なスキルを身につける	つながる・つなぐ力	講義と演習	外部識者
	5月〇〇日 13:00-14:20/ 市町村役所	児童・生徒の現状と家庭教育から見た課題	社会の変化と児童・生徒がかかえる虐待、発達障害などの困難性について知るとともに、家庭教育が持つ全般的課題について理解する	役割を自覚する力	講義と演習	外部識者
	5月〇〇日 14:30-15:50/ 市町村役所	訪問型家庭教育支援の模擬活動	受講者が訪問員と訪問家庭の役割を交互に分担し、模擬演習活動を行う	寄り添い関わる力	演習	現任のチームメンバー / 行政担当者
	5月〇〇日 16:00-17:00/ 市町村役所	研修のまとめ	受講者同士が感想、意見、質問を出し合い、2日間の研修を振り返る	つながる・つなぐ力	ワークショップ	現任のチームメンバー / 行政担当者

1) スタートアップ研修 (初任者研修)

○モデル案のポイント

- (1) 1日6時間×2日間=12時間の研修時間を確保しています(後のフォローアップ研修を含めて、年間で24時間～36時間の研修時間を確保することが望まれます)。
- (2) 4つの「共通して身につけてほしい力」を偏りなく配分することと、もっとも基本的な部分に焦点づけて計画しています。
- (3) 「まず現場に出て動いてみる」ことを可能にするための内容構成に配慮しています。
- (4) 講義と演習・ワークショップを交互に配置し、「応用から基礎へ」の流れで、受講者の学習意欲や学びの意味づけのプロセスに配慮しています。
- (5) 研修担当者として、外部識者や行政担当者が適切に関わるだけでなく、現場ですでに活躍しているチーム員が講師となることで、より実践的な内容を基本とするとともに、実践と育成の人材の循環を図っています。

2) フォローアップ研修 (現任研修)

	研修日時 / 場所	テーマ	内容	事項	学習方法	研修担当者
第1日目	8月〇〇日 10:00-10:50/ 市町村役所	実践事例の報告と情報交換	グループワークにより、チーム間での事例報告と情報交換を行う	役割を自覚する力 / つながる・つなぐ力	グループ討議	行政担当者 / 外部識者等
	8月〇〇日 11:00-12:00/ 市町村役所	家庭状況の把握と情報の収集の仕方について	家庭訪問等での状況把握や情報収集の仕方、事前評価の行い方などについて理解を深める	寄り添い関わる力	講義	外部識者等
	8月〇〇日 13:00-14:20/ 市町村役所	訪問型家庭教育支援チームの課題解決について	ワールドカフェ等の方式で、活動で生じている課題を明確にするとともに、その解決方法について検討する	つながる・つなぐ力	ワークショップ	行政担当者 / 外部識者等
	8月〇〇日 14:30-15:20/ 市町村役所	救急法の基礎と実践	基本的な救急法を知るとともに、状況に応じた基本的な実践方法について学ぶ	守る力	演習	行政担当者 / 外部識者
	8月〇〇日 15:30-17:00/ 市町村役所	発達障害に対する理解と対応	発達障害についての理解を深めるとともに、ワークショップ形式による学習を通じて、現場での対応について指針を得る	寄り添い関わる力	ワークショップ	外部識者等

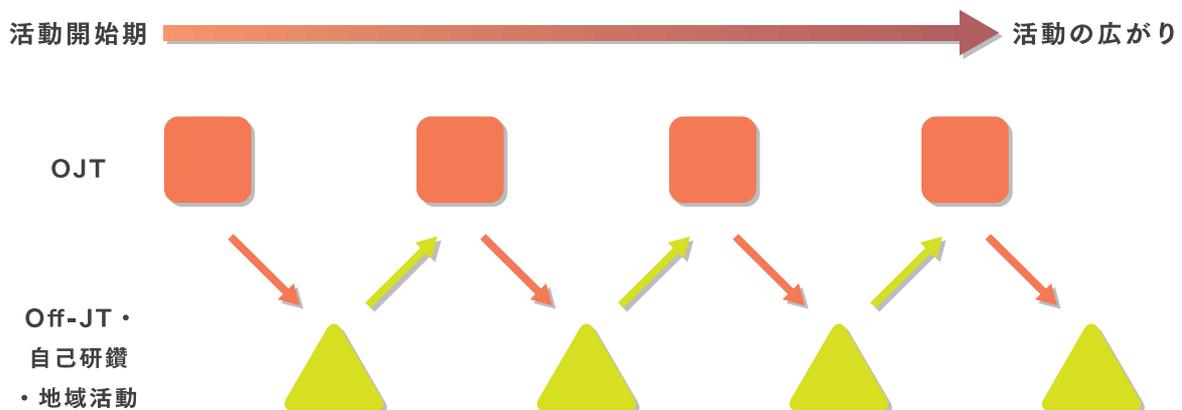
○モデル案のポイント

- (1) 1日6時間の研修時間を確保しています。
- (2) 講義形式での定着学習では、スタートアップ研修の内容から更に深めた、活動に関わる個別な新しい知識や技能を計画し、実践的な課題の解決に関わる内容では、演習・ワークショップ形式を用いています。
- (3) 事前のアンケート等で確認し、共通に課題となっている内容については、講義形式で基礎からしっかりと押さえることを行います。
- (4) 特に現場での経験から課題意識が強くなっている受講者の状況を考えると、課題意識に見合った内容を研修することの有効性が高く、そのためには、計画者の側から内容を決定してしまうのではなく、お互いの学び合いによる内容の流動性や柔軟性を確保することが大切です。
- (5) このような研修は、年間を通じて2回～4回(12時間～24時間)行われることが望ましく、4つの「共通して身につけてほしい力」の全体像に配慮しながら、地域や受講者の特性に応じて、ニーズを捉え計画的・体系的に研修内容を配置していくことが望まれます。

② 効果的な養成・研修の進め方

養成・研修は、「実践→研修→質の高まった実践→研修→より質の高まった実践」という流れで、計画的にらせん的に進めていくことが望まれます。また、OJTとOff-JTや自己研鑽、地域での他の活動等との組み合わせが重要です。次の図のような流れを、意図的・組織的に仕組んで行くことが大切です。

【図】OJTとOff-JT等との組み合わせ



(6) 養成・研修の評価

養成・研修の取組は、適切な時期と方法に評価を行い、成果を確認するとともに、計画の修正を図り実施することが大切です。プログラムの内容、期間、日時の設定、講師の選定、学習方法など、養成・研修そのものに対して行う教育評価と、受講者が身につけた力(活用できる知識や技能)や、取組への参加につながる関心・意欲の向上に対する学習評価、の2つが行われることが望まれます。



文部科学省

「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」監修（平成28年3月）

相川 良子	NPO 法人ピアサポートネットしづや理事長
岩金 俊充	やまぐち総合教育支援センター スクールソーシャルワーカーエリアスーパーバイザー
川口 厚之	湯浅町教育委員会副次長・指導主事
小寺 康裕	東京都教育庁指導部主任指導主事
西郷 泰之	大正大学人間学部人間環境学科教授
廣末 ゆか	中芸広域連合保健福祉課長
松田 恵示	東京学芸大学芸術・スポーツ科学系教授・学長補佐
水野 達朗	一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事
森田知世子	橋本市家庭教育支援チームヘスティア代表
八並 光俊	東京理科大学大学院科学教育研究科教授
(座長) 山野 則子	大阪府立大学人間社会学部・人間社会学研究科教授
渡辺顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授

(お問合せ先)

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室

TEL: 03-5253-4111(内線 3467)

Eメール: danjokat@mext.go.jp

URL: <http://katei.mext.go.jp/>